

さいたま市水道局告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和4年2月21日さいたま市水道局告示第28号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）第26条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和4年2月21日さいたま市水道局告示第28号を次のとおり変更する。

令和4年3月16日

さいたま市水道事業管理者 小島 正明

1 中止とした一般競争入札

- (1) ア 契約整理番号 219903090
イ 工事名 老第3260号布設替工事
ウ 工事場所 さいたま市中央区桜丘2-8-16～2-8-19 外1か所
エ 開札日 令和4年3月11日（金）
オ 中止理由 本工事の告示期間中、設計書の積算ミスが判明したため。

2 変更する箇所

(1) 変更前

さいたま市水道局の発注する「幹線363号（φ500mm）配水本管布設工事（ゼロ債）及び老第3357号布設替工事（ゼロ債）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 幹線363号（φ500mm）配水本管布設工事（ゼロ債）及び老第3357号布設替工事（ゼロ債） イ 老第3358号布設替工事 ウ 老第3260号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

(2) 変更後

さいたま市水道局の発注する「幹線363号（φ500mm）配水本管布設工事（ゼロ債）及び老第3357号布設替工事（ゼロ債）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 幹線363号（φ500mm）配水本管布設工事（ゼロ債）及び老第3357号布設替工事（ゼロ債） イ 老第3358号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

さいたま市水道局告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和4年2月21日さいたま市水道局告示第29号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）第26条第2項の規定により公示する。

令和4年3月16日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 中止とした一般競争入札

- (1) ア 契約整理番号 219903091
- イ 工事名 老第3027号布設替工事
- ウ 工事場所 さいたま市中央区上峰4-14-6～本町西1-7-3 外1か所
- エ 開札日 令和4年3月11日（金）

2 中止とした理由

本工事の告示期間中、設計書の積算ミスが判明したため。